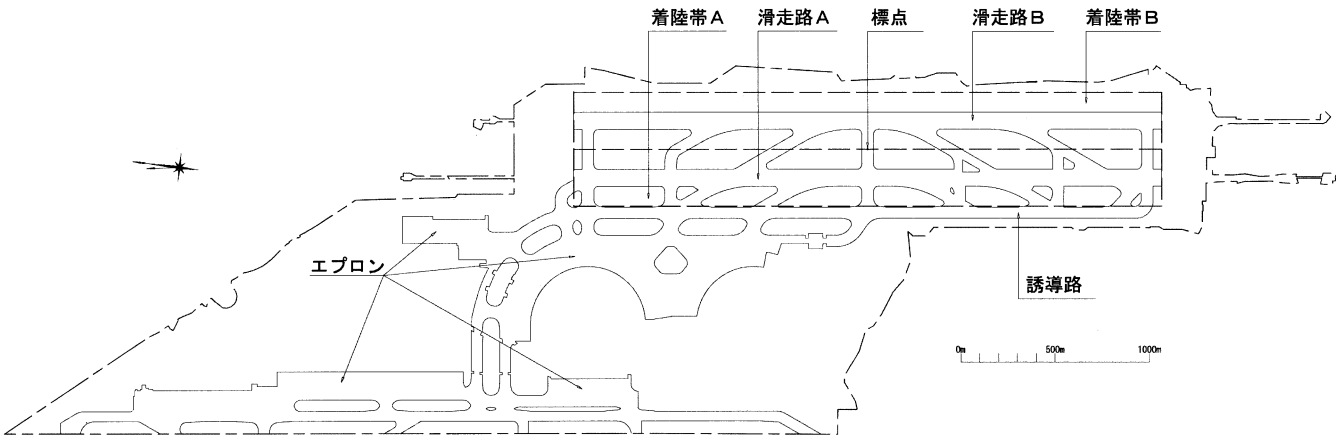
別図　新　千　歳　空　港



○国土交通省告示第三百二十号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第六条ノ二の規定に基づき、次の事業場を次に掲げる物件の製造工事に係る事業場として認定したので、船舶安全法の規定に基づく事業場の認定に関する規則（昭和四十八年運輸省令第四十九号）第十二条の規定に基づき、告示する。

平成二十九年四月六日　　国土交通大臣　石井　啓一

事業場の名称	事業場の所在地	認定に係る物件の範囲	有効期間
興亜化工株式会社　埼玉工場	埼玉県日高市大字上鹿山801番地1	火せん（小型船舶用火せんを含む。）	平成29年3月28日から平成34年3月27日まで
〃	〃	信号紅炎（小型船舶用信号紅炎を含む。）	〃
〃	〃	自己点火灯（小型船舶用自己点火灯を含む。）	〃
〃	〃	自己発煙信号（小型船舶用自己発煙信号を含む。）	〃
〃	〃	落下傘付信号	〃
〃	〃	発煙浮信号	〃
〃	〃	救命索発射器	〃

○国土交通省告示第三百二十一号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第六条ノ二の規定に基づき、次の事業場を次に掲げる物件の製造工事に係る事業場として認定したので、船舶安全法の規定に基づく事業場の認定に関する規則（昭和四十八年運輸省令第四十九号）第十二条の規定に基づき、告示する。

平成二十九年四月六日　　国土交通大臣　石井　啓一

事業場の名称	事業場の所在地	認定に係る物件の範囲	有効期間
国際化工株式会社　千葉工場	千葉県市原市奈良字首の沢298番地の1	火せん（小型船舶用火せんを含む。）	平成29年3月28日から平成34年3月27日まで
〃	〃	信号紅炎（小型船舶用信号紅炎を含む。）	〃
〃	〃	自己点火灯（小型船舶用自己点火灯を含む。）	〃
〃	〃	自己発煙信号（小型船舶用自己発煙信号を含む。）	〃
〃	〃	落下傘付信号	〃
〃	〃	発煙浮信号	〃
〃	〃	救命索発射器	〃

○国土交通省告示第三百二十二号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第六条ノ二の規定に基づき、次の事業場を次に掲げる物件の製造工事に係る事業場として認定したので、船舶安全法の規定に基づく事業場の認定に関する規則（昭和四十八年運輸省令第四十九号）第十二条の規定に基づき、告示する。

平成二十九年四月六日　　国土交通大臣　石井　啓一

事業場の名称	事業場の所在地	認定に係る物件の範囲	有効期間
ジャパンマリンユナイテッド株式会社　艤装事業本部　横浜事業所鶴見工場	神奈川県横浜市鶴見区末広町二丁目1番地	鋼製船体	平成29年3月28日から平成34年3月27日まで

○国土交通省告示第三百二十三号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第六条ノ二の規定に基づき、次の事業場を次に掲げる物件の製造工事に係る事業場として認定したので、船舶安全法の規定に基づく事業場の認定に関する規則（昭和四十八年運輸省令第四十九号）第十二条の規定に基づき、告示する。

平成二十九年四月六日　　国土交通大臣　石井　啓一